

議案第 1 1 号

向日市道路占用料徴収条例の一部改正について

向日市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 2 6 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

向日市道路占用料徴収条例（昭和 5 2 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設」を「第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設」に、「同条第 3 号に掲げる工事用材料」を「同条第 5 号に掲げる工事用材料」に、「第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物」を「第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物」に、「同条第 5 号に掲げる施設」を「同条第 7 号に掲げる施設」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。